

令和2年度 鹿児島地方最低賃金審議会

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

第 2 回

日時：令和2年10月16日(金)午前10時00分～

場所：鹿児島合同庁舎 第2会議室

鹿児島労働局

— 議 題 —

- 1 令和2年度鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金の改正審議について
- 2 その他

— 資 料 —

資 料 項 目
・令和2年度 産業別最低賃金決定状況（全国・ランク別） 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業関係

令和2年度 産業別最低賃金決定状況 (全国・ランク別)

電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業関係

H安 ランク	都道府県名	改正後 (円)	改正前 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	2年県最賃 改正額		効力発生年月日	備 考
						時間額 (円)	引上額 (円)		
A	埼玉	954	951	3	0.32	928	2	R2.12.1	
	千葉	954	951	3	0.32	925	2	R2.12.25	
	東京		829			1013	0	H22.12.31	精密機器を含む
	神奈川		890			1012	0	H27.3.1	
	愛知	901	901	0	0.00	927	1	H30.12.16	
	大阪	966	965	1	0.10	964	0	R2.12.1	
B	茨城		901		0.00	851	2		精密機器を含む
	栃木		910		0.00	854	1		
	富山		849		0.00	849	1		
	山梨		913		0.00	838	1		
	長野	894	892	2	0.22	849	1	R2.12.4	精密機器を含む
	静岡		919		0.00	885	0		
	三重		905		0.00	874	1		
	滋賀		914		0.00	868	2		精密機器を含む
	京都		936		0.00	909	0		
	兵庫	902	900	2	0.22	900	1	R2.12.1	
広島		895		0.00	871	0			
C	北海道	895	894	1	0.11	861	0	R2.12.1	
	宮城		862		0.00	825	1		
	群馬		908		0.00	837	2		
	新潟		908		0.00	831	1		
	石川		868		0.00	833	1		
	福井	857	857	0	0.00	830	1		
	岐阜		886		0.00	852	1		
	奈良		882		0.00	838	1		
	岡山	878	878	0	0.00	834	1		
	山口	893	892	1	0.11	829	0	R2.12.15	
	徳島		885		0.00	796	3		
香川	886	883	3	0.34	820	2	R2.12.15		
福岡	927	926	1	0.11	842	1	R2.12.10		
D	青森	833	829	4	0.48	793	3	R2.12.21	
	岩手		818		0.00	793	3		
	秋田	836	833	3	0.36	792	2	R2.12.25	
	山形		843		0.00	793	3		
	福島		833		0.00	800	2		
	鳥取		807		0.00	792	2		
	島根	825	822	3	0.36	792	2	R2.11.21	
	愛媛		892		0.00	793	3		
	高知	793	793	0	0.00	792	2		
	佐賀		836		0.00	792	2		
	長崎		833		0.00	793	3		
	熊本	836	832	4	0.48	793	3	R2.12.15	
	大分	835	832	3	0.36	792	2	R2.12.25	
	宮崎		800		0.00	793	3		
鹿児島		812		0.00	793	3			